

令和6年度万葉百科システム整備事業  
『万葉集』関連情報検索システム「万葉百科」翻訳業務委託仕様書

(1) 業務名

令和6年度万葉百科システム整備事業  
『万葉集』関連情報検索システム「万葉百科」翻訳業務委託

(2) 業務目的

奈良県立万葉文化館（以下、「当館」という。）は、万葉のふるさと・奈良にふさわしい『万葉集』を中心とした古代文化に関する総合文化拠点として、国内外から多くの人たちが訪れ、楽しみ、学ぶことのできる機能と魅力を備えた総合文化施設である。

インターネットで公開している『万葉集』関連情報検索システム「万葉百科」の多言語化対応ページを制作することで、『万葉集』及び当館の価値や魅力を国内外に発信し、来館者の増加に繋げる。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月28日（金）まで

(4) 業務内容

当館や館蔵品の価値や魅力を、外国人に分かりやすく発信するため、以下に示す所蔵品の紹介文章を中国語（簡体字・台湾繁体字）による翻訳及びネイティブチェックを行う。

- ① トップページ
- ② 横断検索画面 詳細検索（所蔵資料）美術品
- ③ 美術品詳細検索画面
- ④ 美術品検索結果一覧画面
- ⑤ 美術品詳細画面
- ⑥ 万葉日本画154点の紹介及び解説文章（1作品1100～1500文字程度）

(5) 業務実施における留意事項

- ① 翻訳及びネイティブチェックにあたっては、観光庁「HOW TO 多言語解説文整備 中国語（簡体字・台湾繁体字）版 解説文 整備ガイド」及び「地域観光資源の中国語解説文作成のためのライティング・スタイルマニュアル（追補版）」に則って行うこと。
- ② 翻訳及びネイティブチェックを行う者は、中国語（簡体字または台湾繁体字）を母国語とする者によること。
- ③ 翻訳とネイティブチェックはそれぞれ異なる者が行うこと。
- ④ 翻訳及びネイティブチェックは、『万葉集』をはじめ日本の歴史や文化についての背景的な知識を持たない外国人にとって分かりやすく、外国人が興味・関心を持つことができるような内容となるように作成すること。
- ⑤ 内容や表現については、当館研究員及び学芸員と十分に協議を行うこと。

(6) 受注者の資格条件

過去5年間に、博物館または美術館における作品や展示の解説文の翻訳及びネイティブチェックの受注実績があること。

(7) 成果物

作成したテキストは、ワードやエクセル形式等の編集可能なデータを外部記憶媒体に保存したデータ及び紙媒体で納品すること。

(8) 納入場所

奈良県立万葉文化館 企画・研究課  
奈良県高市郡明日香村飛鳥10

(9) 納品時期

令和7年3月28日(金)

(10) 業務報告書

受託者は、業務完了時成果物とともに業務完了届を提出すること。

(11) 著作権の帰属

本契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは以下定めるところによる。

- ① 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を当館に無償で譲渡するものとする。
- ② 当館は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号または第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- ③ 受託者は、当館の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができない。

(12) 秘密の遵守等

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、当館の許可なく公表または貸与してはならない。また、当館より提供されたデータについては、外部に流出しないように、その取り扱いに十分注意するものとする。

(13) その他

① 再委託について

受注者は、業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

② 個人情報保護の取扱い

業務の実施に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、奈良県個人情報保護条例の趣旨を踏まえるとともに、別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守し、厳正な管理を行い、本事業の実施以外の目的で使用してはならない。

③ 公契約条例に関する遵守事項

別紙2「公契約条例に関する遵守事項に記載する遵守事項」を理解した上で受注すること。

④ 情報セキュリティポリシーの遵守

本業務の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に別紙3「情報セキュリティにかかる特記事項」について留意すること。

⑤ その他の事項

成果物の納品後においても、成果物に誤りがあった場合は、受託者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。

本業務の履行に際し、疑義が生じた場合は、受注者、発注者双方協議の上、定めるものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

### 情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。  
特に下記の事項については留意すること

#### 記

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること(どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること(再委託先がISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること)を明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること

- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用するOSやソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

(サービスの設定)

第12 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること